

嘉麻市こども計画（仮称）について

①概要

国が定めるこども大綱及び県こども計画を勘案し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」などを包含し一体的なものとした嘉麻市のこども計画を令和6年度に作成。こども基本法第10条に基づく、市町村こども計画とします。

②計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年の計画

③令和6年度のスケジュール

- ・ 6月頃 嘉麻市こども施策審議会を設置し素案検討開始（6年度は10回開催予定）
- ・ 9～11月頃 子どもの意見の反映（小中学校等の事業の活用を検討中）
- ・ 9～11月頃 庁内のこども施策に係る会議での報告等
- ・ 12月頃 市議会委員会への中間報告
- ・ 12～1月頃 パブリックコメントの実施
- ・ 2月頃 嘉麻市こども施策審議会の答申
- ・ 3月頃 嘉麻市こども計画の策定、市議会への報告、市ホームページへの掲載

※現時点での予定です。